

子育てサポートサービス金利優遇手続きのご案内

金利優遇についてご案内いたしますので、ご一読のうえお手続きをお願いいたします。

【必要書類等】

1. 金利優遇手続き

- 子育てサポートサービス金利優遇申込書（受付店舗の案内に沿ってご提出をお願いいたします。）
 - お子さまのお誕生日、住宅ローン契約者さまとの親子関係がわかる書類（①②のいずれか）
 - ① 住民票の写し1点（コピーではありません。続柄の省略がないもの。）
 - ② 母子手帳（*1）と個人番号カード
- ※個人番号カードではなく、健康保険証または資格確認書（*2）でも可。
*1 お子さまと住宅ローンご契約者さまとの関係がわかる出生届出済証明ページ
*2 資格確認書は書面のみ、電磁的記録は不可です。
- 以下は、任意になります。
- 住宅ローン契約者さまの住宅ローン返済用口座届出印（訂正時や他に手続きがある場合）

2. 投資信託自動購入プランお申し込み手続き（新たにお申し込みされるお客さま）

※投資信託自動購入プランで取り扱う投資信託に関するご注意事項については、裏面に記載の【投資信託についてのご注意事項】をお読みください。

- 住宅ローン契約者さまの住宅ローン返済用口座届出印
 - 住宅ローン契約者さま本人確認書類（運転免許証・各種健康保険証等）
- 以下は、証券口座を新しく開設されるお客さまのみ必要となります。（既に個人番号の届出を受けている場合は改めての徴求は不要です。）
- 個人番号が分かる書類（個人番号カード・個人番号記載の住民票の写し・通知カード（*）等。
個人番号通知書はご使用いただけません。）
- *通知カードは、身元確認の確認書類と記載事項（氏名・住所・生年月日等）が一致している場合は、番号確認書類としてご使用可能です。

3. 三井住友信託ダイナースクラブカードお申し込み手続き（新たにお申し込みされるお客さま）

- 住宅ローン契約者さまの住宅ローン返済用口座届出印
- 住宅ローン契約者さま本人確認書類（以下表の通り2点をお持ちください）

		運転免許証または運転経歴証明書 をお持ちの方	運転免許証または運転経歴証明書 をお持ちでない方
本人確認書類 の組み合わせ	1点目	以下A	以下Bの中から1点
	2点目	+ 以下BまたはCの中から1点	+ 以下BまたはCの中から1点

A：運転免許証または運転経歴証明書

B：運転免許証または運転経歴証明書以外の本人確認書類

- ・健康保険証または資格確認書（*） *資格確認書は書面のみ、電磁的記録は不可です。
- ・パスポート

※2020年2月4日以降に申請されたパスポートは所持人記入欄が廃止され、現住所の確認ができないため、合わせて補完書類の提出が必要です。

- ・写真付き住民基本台帳カード（写真付のもの）
 - ・マイナンバーカード（個人番号カード）（写真付のもの）
 - ・在留カード（在留期間1ヵ月以上のもの）／特別永住者証明書（写真付のもの）
- C：補完書類（住所が確認できる本人名義のもの（マンション名のみは無効））

- ・住民票の写し（6ヵ月以内の発行日が印字されているもの）
- ・印鑑登録証明書（6ヵ月以内の発行日が印字されているもの）
- ・国税、地方税の領収書または納税証明書
- ・社会保険料の領収書
- ・公共料金の領収書（電気・ガス・水道・NHK・固定電話）
- ・上記他、官公庁から発行、発給された書類（写真付、氏名、生年月日、住所が確認できるもの）

※上記1～3に記載の健康保険証については2024年12月2日から新規発行が終了しましたが、経過措置により有効期限内かつ2025年12月1日までに書類が確認できた場合は、本人確認書類としてご利用いただけます。

【金利優遇期間】

利息は後払いのためご返済額等の変更は優遇金利適用月の翌月返済分からとなります。

1. 6月のご返済日の2週間前までに書類を受け付けした場合
優遇金利の適用は6月からとなり、実際の返済額は7月～翌年6月までが変更となります。
2. 12月のご返済日の2週間前までに書類を受け付けした場合
優遇金利の適用は12月からとなり、実際の返済額は翌年1月～12月までが変更となります。

※ご選択された金利コースによっては、優遇金利の適用後も元利金返済額の合計額は変更せず、元利金の内訳を変更する場合がありますのでご了承ください。

※1つのローン契約を複数回に分けてお借り入れする場合は、全お借り入れ完了後、最初のご返済日の翌日以降にお申し出ください。(各々の適用利率が異なる場合は、金利見直し等により適用利率が同一となった後にお申し出ください。)

※所定の期日までに書類を受け付けした場合でも、不備等により優遇金利の適用が6ヵ月後となる場合もあります。

※金利優遇手続き時にご返済が滞っている場合・ご提出書類に不足がある場合等は上記の通りの金利優遇ができなくなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※優遇金利適用後のご返済額等につきましては、「ご返済予定表」をご送付いたしますのでご確認ください。

※三井住友信託ダイレクトを利用されている場合、6月または12月の約定返済日の2営業日前から約定返済日当日まで(下記ご参照ください)、三井住友信託ダイレクトによるお取引ができなくなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

(例) 14日(木) 15日(金) 16日(土) 17日(日) 18日(月)
2営業日前 約定返済日



【優遇期間終了後の取り扱い】

約1年後に優遇金利終了後の「ご返済予定表」をご送付いたしますのでご返済額等をご確認ください。

【その他ご注意事項】

ペアローンの場合はそれぞれ金利優遇をお申し込みしていただく必要があります。オンライン相談時にはご同席ください。

【証券（投資信託・国債）口座についてのご注意事項】

●当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

【投資信託についてのご注意事項】

●投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。●投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用（申込手数料、信託財産留保額等）が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）等でご確認ください。●投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。●ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。●投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。●当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

■本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

商号等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会